

公開講演会の御知らせ

一般社団法人比較後見法制研究所 www.hikaku-kouken.or.jp/

講演者：オーストリア・インスブルック大学法学部教授・ミヒャエル・ガナー

第一テーマ：「医療行為の新たな規制」

第二テーマ：「成年者保護協会の新たな任務」—実態調査に基づいて

日時：日時：12月21（土） 14時から18時まで

場所：早稲田大学 27号館 203号教室（地下鉄東西線・早稲田駅下車・本部キャンパス）

第1テーマは、新しい成年者保護法により広範にわたって新たに規制された医療行為です。ここでは、国連の障害者権利条約の締約国として、その規準に対応し、本人の権利、意思及び選好が尊重されています。一方では、なされるべき医療行為に関する個別的な説明が重要であり、他方では、本来判断能力が存しないと思われる場合には、本人のために、判断能力の回復のための支援措置が義務付けられています。

第2テーマでは、パワーポイントを使って、成年者保護協会の新たな任務について、アンケートの結果に基づいて、実務の実態に即した説明がなされます。同協会は、日本の後見センターや社会福祉協議会に類似した機能を果たしていますので、その在り方を考える上で参考になります。多くの方のご参加を期待しております。独・日の通訳がつきます。

なお、「文部科学省科学研究費補助金研究プロジェクト」文部科学省科学研究費・基盤C（一般）「比較法的研究に基づく後見人の権限のあり方に関する具体的提言」との関連で、参加費用は無料です。ただし、参加希望者は、下記まで、参加通知をしてください。

Tayama@waseda.jp 希望者が、もし80人を超えたら、会場の関係で、締め切らせていただきます。以上。